

---

令和4年大和町議会3月定例会議会議録

---

令和4年3月8日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税務課長兼徴 収 対 策 室 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 眞 琴		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番佐々木久夫君、4番佐藤昇一君を指名します。

---

---

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番千坂裕春さん。

11 番 (千坂裕春君)

皆さんおはようございます。

通告に従いまして一般質問を開始させていただきます。

スポーツ事業の諸問題について、町では現在、町民運動会をはじめ、多種多様なスポーツ事業が開催されています。しかし現在、大会設立当初の時代背景が大きく変化している。承知の通り、若者世代の減少している地域、休日が土日に限定されない働き方の多様性、趣味も多様化、コミュニケーションに対する考え方も変化し、参加者の減少、スポーツ役員のみならず手不足で運営することに四苦八苦している。

また、新型コロナ感染拡大防止のために、上記大会が2年連続で中止になり、運動機会が激減し、体力低下による怪我も危惧される。見直す良い気運と考えます。

例えば、行政区ごとの対抗を現在も一部大会で実施している。任意チームの参加制にする等の見直しが必要と考えます。大和町町制66年が経過して、なお、旧町村が

一つの大会に集約できないことは良いことではないと思われるが、町長のお考えを伺います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

それではただいまの千坂議員のスポーツ事業の諸問題についてのご質問にお答えをします。なお町民運動会に関しましては、馬場良勝議員からも同様に一般質問があり回答が一部重複いたしますが、ご了承お願いしたいと思います。

町では、それぞれの時期に合わせまして、関係団体の協力をいただきながら、バレーボールやテニス、卓球、武道などの各種スポーツ大会や、スポーツフェアなどのイベントを開催しているところです。

町民運動会につきましては、例年9月の第1日曜日に各地区5箇所を会場に、大和町スポーツ協会の各分科会が中心となって開催しております。大会は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度と2年間中止となりましたが、子どもたちから高齢者の方々まで幅広い年代が参加され、大会準備も含め、地域が一体となって取り組まれている行事になっております。

町民運動会を取り巻く状況といたしまして、時代の流れ、ライフスタイルの多様化、コミュニケーションの考え方の変化などにより地域によっては、運動会の参加者の減少、役員のみならず手不足など、大会運営が困難になっていきますことは、町といたしましても認識しているところです。

一方、それぞれの地区におきまして、永い歴史と伝統がある町民運動会であります。吉岡地区は84回、宮床地区は60回、吉田地区と鶴地区が64回、落合地区は66回を数えており、現在まで、町民運動会の開催が町民皆さまのコミュニケーションの場、親睦を図る貴重な機会になってきたところでもあります。

そのような中、今後、町民運動会をどうしていくべきか。大和町スポーツ協会の分会長・事務局合同会議が1月下旬に開催され、生涯学習課も参加して協議が行われました。結論には至りませんでした。歴史があり、続けていきたいというご意見や、新型コロナウイルス感染症への懸念、運動機会が減っている中で、怪我を心配される声もありました。

実施方法の見直しといたしましては、希望者の参加制や総合運動公園への会場を集約してみたらどうか、また、運動会に関わらず、地域の皆さんが楽しめるレクリエーション的なスポーツの実施など、多くのご意見があり、今後引き続き協議していくことになったところです。

町といたしましても、同じく1月に開催いたしました大和町スポーツ推進審議会の中で、各地区の状況やご意見を伺っており、若い人の参加が少ない、できれば実施してほしい、地区によって温度差があるなどのご意見をいただいたところです。町民運動会の開催は、心身の健康や人々の交流、地域に対する誇りと愛着、一体感や共助の意識の醸成にも繋がるものと考えております。

町としましては、このような意識を大切にしていきたいと思っておりますが、地域の現状や時代の変化も感じておりますので、町民皆さまの意向把握に努めながら、今後、町民運動会のあり方について、引き続き大和町スポーツ協会や各分会と協議を進めていきたいと思っております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

ただいまの町長の答弁に従いまして、再質問を開始させていただきます。

まずはですね、いろいろスポーツ事業、バレーボールから始まり、テニス、卓球各種スポーツ大会という表示あります。この大会の主催者はどなたでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
主催につきましては、担当課の方から。

議 長 （高平聡雄君）  
生涯学習課長瀬戸正昭くん。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

千坂議員よりご質問ありました各種大会等につきましての主催者についてお答えさせていただきます。

バレーボールやテニス、卓球、武道大会等々を各種大会実施しているところですが基本的には教育委員会の主催を中心としながら、それに加えまして各種協会等の共済なども併せまして大会の方を実施しているところでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

ただいま、それぞれの事業の主催者、協賛ということで説明があったところですが、案件は違いますけれども、残念ながら今回、裁判賠償金の和解金ということで提示あったものがあります。

町は今、こういった大会の運営に四苦八苦している、例えば怪我を懸念したり、または参加をあまり望まないけど、促されたから出てしまったと。

そういった中で、怪我をしたときの、言いたくはないんですけど責任問題となっているような場合ですね。さあ主催者はどこだってなった場合、町だというふうになっております。そういったものに対する十分な対応できる状態であるのか、お聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

十分な対応というところでございますが、保険に入っておるところです。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

またですね、行政区でいろんな選手選考する場合、どうしても行政区の役員の方々

は町が決めたことだから、やらなければならないというような発言をされて、よほどの理由がない限り、参加をお願いとは言いながらもですね、しなくちゃいけない状況に多くの人が追い込まれる状況の中にいるというのは、町長の耳には届いておるでしょうか。

町 長 （浅野 元君）

参加する方についてのお願いと申しますか、そういったことにつきましては、確かに競技によっては人が少なくなったり、選手をお願いするというのにご苦労いただいているという部分も聞いております。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

そういった中で、今年の1月に各役員の方が寄って、今後の運動会または各スポーツ事業のあり方に対しての意見が述べられ、まとまらなかったという話、答弁にあった通り理解しましたが、その中で、やはり、参加制、任意参加制を主張される方いらっしゃったみたいですが、私もそうかなと思います。やはりスポーツ好きな方がいます。そういった方が、自分が参加したい競技に自由にメンバーを集めて参加するっていうのが、スポーツ交流の最大のメリットで楽しめるものかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

運動会に関して言わせていただければ、競技について、強制的なことは実際ないというふうに思っております。

ただ、年齢的なものとか、そういったものがあつた競技がございますので、年齢制限と申しますかね、そういった形の部分についてはご協力をいただいているということをお願いするところと思います。

結果的には参加しなければいけないということになって、受ける方とすれば強制ではないでしょうけど、出たくてではなくて、やむを得なくてと申しますか、出る方も

いるかもしれませんが、基本的に強制的にこれを出てくれというものではないというふうに思っていますので、それについては必ずしもあなた出なさい、出なければいけませんというものではないというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

町長の答弁を聞くまでもなくですね、私の方もそうとは思っておりますが、やはり、町民の方々に伝わり方がどこかですれているものです。

そういったもので、改めて町の方から、こういった大会は、参加される方の自主的なもの、任意制なんだっていうことを改めてメッセージを発していただきたいところですが、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町の方でこういった競技をやりますという形で、競技についてはですね、共通しなきゃならないものですから、お願いしているところでございます。

それにつきましてももちろん、繰り返しになりますが強制とかそういうことではございませんし、そういったことについて、強制しているということではないので、楽しくやりましょう、やっていただけるという、コミュニケーションとかそういった部分でですね、そういった考えの中での運動会であるということは常にお伝えしているというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

そうじゃないとですね、やはり参加した人同士がですね、すごく楽しくやれる好きで好きでしょうがなくやってる人と、そうじゃない人の溝っていうのは結構あります

ので、やはり参加チームが減ったとしても、お互いに同じベクトルを向いた人たち同士がやる事業かなと思っております。

もちろん、それを世話するスポーツの役員さんたちも、同じことが言えて、そういった町で決められたから役員もみんなやらなくちゃいけない、でもなり手がない、であるならば、矢送りかと。こういった理論は全くないと思いますけど、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町では強制とかそういったことでは全くないというふうに思っております。

運動会は運動会としてやります。こういった競技をやります。こういったスタイルでやります、こういった年代とかで、そういったことで、共通のレベルといいますか、各地区が同じチーム、年代、構成とか、そういった中で、平等なスポーツ競技しましょうということ、そういった決め方をしている。

あるいは、町民運動会ですから、小さなお子さんから高齢者の方まで、皆さんが参加できるような競技をという思いで進めておるところでございます。

こういったことですので、人が足りなければ、そういう年齢が少なければということで、実際そういったとこで欠場されている地区もおありだというふうに思っておりますし、私も見ております。

地区によって、競技を欠場するわけにはいかないということで、何とか皆さんで協力をしてという役員の方々のご苦勞の中で、参加してもらってるところもあろうかというふうに思っておりますが、そういったものにつきましては、参加できる範囲の中での競技でそれはよろしいというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

私の質問の趣旨が届いてなかったみたいで、スポーツ役員のなり手がなくて、それが矢送りになって、そういったスポーツに参加しない人までも、矢送りで回ってくることをどう思われますかっていうことをお尋ねしておりました。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
矢送りってことは結局、この家やったら次の家というイメージですか。役員の決め方ってのはそれぞれの地域があるんだというふうに思ってます。どの方法というか、いろんな考え方、地区の考え方もあってやるんだというふうに思っておりますが、そのやり方につきましては、その地区それぞれで考え方というふうに思っておりますし、皆さんが合意をして、同意をした中での決め方であれば、それは一つの方法だと思います。良い悪いは別としてですね、方法の一つとしてはあるというふうに思います。それが強制的になっていくとか、そうなった場合にはそれはまた違ってくるということですが、その順番にやっていくということについてのやり方は方法の一つとしてはあるんじゃないか。

強制になったらそれはいろんな課題が出てくると思います。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）  
私もそう思います。その根底にあるのが、町がこういったスポーツ事業をやらなければならないと言ってる中での事業の決め方になってますので、そこは何度も言いますけれども、再度、こういった事業は、先ほど言ってる、町長の趣旨が届くようなメッセージを出していただきたいと思います。

それと、こういったスポーツに限らずですね、大会の趣旨が、交流を図るためという言葉は必ず出てくる。いや、と思うんですが、町長、交流っていうのはどういう要件が揃った場合、交流が成り立つと思われますか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

交流というのにつきますスポーツ大会といえばですね、例えば、その他チームを組む。一つのチームになったときに、一緒に一つの目的に向かって進むそのために練習をする、あるいは練習の後に、反省会をするとか、そういったこと、そういった一つ一つがですね、そのスポーツをするということによって、生まれてくる交流と思います。

また、あのチームの内だけではなくて対戦相手といいますか、そういったことにつきますしても、一緒に対戦をすることによっての同じ目的に向かって進んだという交流もあるでしょうし、あとそのスポーツをしてるだけではなくて、その間にですね、いろんなお話をするとか、また場合によっては久しぶりに会った人と交流ができるとか、人と人の繋がりといいますか、そういった機会になってくるというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

今、町長もおっしゃられた通り、目的が一致した場合に、交流というのを初めてできると思います。望まない人が出てって、交流が図れるかなというような気がしません。

例えばその交流を図らなければならない理由として、自然災害のときのいろんな防災とか、そういったものに役立つという話をされますが、であるならばそういった防災に特化した事業を設ければいいだけの話であって、そこまで運動を通じて、自然災害に備えるってというような話ではないのかなと思いますけど、町長はいかがお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

運動会が自然災害の防災の訓練というか、結果的にはそういう繋がりも出てくるかもしれませんが、そういった目的の中に謳うわけではないですけど、結果としてそういう交流ができればですね、繋がりできるということかもしれませんが、運動会そのものがその自然災害のためのとかではなくて常日頃の日常生活の中での交流、繋がり、そういったものができるんじゃないかというふうに思います。

運動会やるやらないという問題じゃなくて運動会そのもののお話をしてるわけでございますけれども、というふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

またですね、やはりこういった地域には、様々な事業があって、それに参加しなければならぬという考えの基でですね、若者世代がその地域に残らない一つの要因として私は考えておりますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人それぞれの考えがございますので、そういったことについて、重荷とか、負担に思う人もいるでしょうし、または、だからといって、そのことによって地域を離れるとかっていう、地域を離れるかどうかわからないですけども、不安に思う人と、やっぱりそういうのは必要だと思う人もいるんだと思います。

いろんなお考えがあるというふうに思ってますので、一概にそのことがこうだとか、こうでないという問題ではなくてですね、いろんな方面から考えていかなければいけないんだというふうに思っています。

人の繋がりというのは、やはりいろんな形で、運動会だけではなくて、いろんな形の繋がりというのがあるというふうに思いますので、運動会に限らずですけど、ただ交流は、交流といいますか繋がり、これは大切なことだというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

1 件目の最後にですね、いろいろな考えのある中で、一つの大会するのは大変。そう言うならばやっぱり、参加を希望する人たちが参加できるような大会に見直されるべきかと改めて感じたところなので、そういった結果が出るのを期待して、1 件目の一般質問を終わり、2 件目に進みます。

不登校対策について。

新型コロナ感染拡大で、不登校の児童生徒数が増加傾向にある報道があります。

以下に教育長にお伺いします。

- 1) 本町の不登校対策及びその効果は。
- 2) 心のケアハウスに在籍する児童生徒数及びその数は、全不登校児童生徒の何%か。
- 3) 上記1の対策で、効果の現れないものの新たな対策は。例えば不登校問題が社会問題視され久しいが、不登校の経験から立ち直り、社会で活躍されている方々が多い。この方々の公演討論等の開催。心のケアハウスのアドバイザー依頼等の政策を考えてはどうですか。

また、旧難波分校の校舎校庭を活用し、学習サポート、自然体験等で不登校の児童生徒をサポートする。講師は、教員資格のある方を、国の地域おこし協力隊として迎え入れる等の心のケアハウスのハード面が整備された。次は、ソフト面のサポートを整備すべきではないでしょうか。

教育長のお考えをお伺いします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。それでよろしく申し上げます。

千坂議員の、不登校対策についてのご質問にお答えをします。

初めに、文部科学省の調査では、「不登校」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況に

あるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを省いたもの」と定義されております。

1 要旨目の、「本校の不登校対策及びその効果」についてであります。不登校を生まない取り組みとして、未然防止と初期対応に努めております。

未然防止の取り組みとしては、暖かな学級作り、子ども同士や先生と子どもの絆作り、わかる授業作り、小中学校の連携及び家庭との連携の五つの視点を持って魅力的な学校作りを進めております。

初期対応の取り組みとしては、遅刻欠席が多くなってきた、月3日以上欠席があった、保健室に行くことが多くなったなどの九つのチェックポイントで、不登校の予兆に気づき、早期の対応を行っております。

さらに、欠席1日目、2日目は電話連絡、欠席3日目では家庭訪問を行い、欠席が継続する場合は、単に1人に任せず、組織で対応するための個別支援計画を作成し、ケース会議を経て、早期の支援を行うこととしています。

また、担任を支援する学校全体の指導体制の充実や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携の他に、学校と心のケアハウスとの連携により、学校内での居場所作りの充実を図っております。

これらの不登校対策の効果としては、令和2年度に不登校であった児童生徒が、令和3年度は登校しているケースや、不登校ではあるが、令和2年度より、出席日数が増えているケースなど、顕著な改善が見られるものがあります。

また、令和3年度内に改善の傾向が見られるようになったケースもあります。しかし、これまで減少傾向にありましたが、コロナ禍の中で、県内と同様に増加傾向が見られており、これまで以上に児童生徒一人ひとりに寄り添い、きめ細かな個別支援計画を作成し、本庁の不登校対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、2 要旨目の、心のケアハウスに在籍する児童生徒数についてであります。令和4年1月末現在で、通所支援が9人、別室支援が17人の合わせて26人です。

また、不登校児童生徒数は小・中学校合わせて76人であり、ケアハウスに在籍する割合は34%になります。

3 要旨目の新たな対策についてであります。議員ご指摘の通り、関係者からの講演や研修、ケアハウスの取り組みへのアドバイスをいただくことは大切なことだと考えております。

令和3年度県教育委員会主催や町教育委員会及び各学校が行っている不登校に関する研修会や協議会は、年間合わせて10回を超え、大学教授や不登校に関わっている方々からの講話もいただいております。

また、ケアハウスの運営についてのアドバイスについては、県のカウンセラーが、複数日来所し、様々な指導助言を受け、県内のケアハウス関係者との情報交換なども行っております。

国の地域おこし協力隊の取り組みについての提案ですが、子どもの心のケアハウス事業については、昨年度はコロナの関係で十分な機能を果たすことができませんでしたので、本年度が実質スタートの年となりました。現在、ケアハウスでの学びサポート機能、学校での自立サポート機能、相談窓口としての心のサポート機能の充実に向け、取り組みを進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今後も、県教育委員会の指導や支援も仰ぎながら、不登校対策について検討してまいります。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

ただいま教育長の答弁に従いまして、再質問を開始させていただきます。前段は、とても丁寧な回答で理解させていただきました。一部ですね、ちょっと理解できなかったことで再質問させていただきますのでよろしく申し上げます。

きめ細やかな個別支援計画とありますけれども、こういったものは、不登校にならなくても、各自そういった作成して、これになったとき、それを改めて見直して、指導するっていうような方法なのか、それとも不登校になっている一人ひとりのものなのか、どちらでやられるのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ご質問にお答えします。

今のお答えした内容につきましては、不登校の傾向に移りつつあるお子さん方を対象に個別支援計画を作成し進めております。全ての子どもに対してのものではありません。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

理解いたしました。

次に、心のケアハウスに在籍している児童生徒が、全体で26人。これが全不登校児童生徒の76人に対して34%。教育長の考えで、他の66%が、心のケアハウスに通所できない理由はこういったものか、総括的なもので結構ですので、よろしくお願ひします。

議 長 (高平聡雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げました34%と数字ありますが、これはあくまでもケアハウスの方に通所しながら学んでいる、活動しているお子さん、あるいは、学校の別室において、ケアハウスの職員の支援員から指導を受けているお子さんです。

それ以外にも、学校には、時々登校する、要は30日を超えてしまったお子さんは不登校という形になります。

しかし、先ほど申し上げた通り、改善傾向のお子さんもいるわけですね。そのお子さんたちは、ケアハウスに関わらず、学校の先生方との触れ合い、関わりを大事にしている方もおります。そういう意味で、この数字が全てのお子さんに当てはまるとは考えておりません。

ただし、やはりなかなか関わりを持ってない、連絡で終わるといふこともありますので、そういうことの改善については、努力をする必要があるだろうと考えております。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

心のケアハウス、開設時にですね、現在のコミュニティセンターに開設するっていったときに、同僚議員の方から、場所的な問題を指摘されましたが、私もちょっと場所的にどうかなとは思っているんですけど、そういった場所的な理由で、通所できない方っていうのはおられるのかどうかお聞きしたいところです。

議 長 (高平聡雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問にお答えします。

立地条件の関係で通所できないというふうなことを以前のご質問ときには、学校のすぐ側だというふうな立地条件などもあるのではないかという懸念がありましたけれども、今のところそのようなことについては話を受けておりません。

ただやはり大和町の場合に、学区が、広いという状況があります。そういう意味で、やはり保護者の送迎が可能な子、そうでない子もおりますので、そういう面での場所については、やはり考えておるんだろうと思いますが、現在、今年度からケアハウスの職員の公用車、同乗保険をかけまして、お迎えもできるようにしておりますので、それをお子さんについてもなるべく希望に添えるような活動になっていると考えております。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

理解しました。

3 要旨に入りますが、やはり、この不登校問題、久しくなっております。そういった中で、経験した方がですね、立ち直って社会に出て、不登校児童生徒のために貢献されてる方が多いです。

そういった中で、専門誌ですけれども不登校に特化した新聞を編集されてる編集長も、不登校を経験したということで、その方がいろいろな方を繋ぐ役割をされているのですが、教育長は、そういった方の存在をご存知でしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それではお答えします。

文献等で拝見しながら、承知はしております。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

そういった中でですね、今年の2月6日にですね、河北新報に掲載があった、隣町でのですね、不登校経験者の講演があったという、新聞報道があったと思うんですけども、やはりそういった方々をですね、もちろん対象をどこにするかということで、まずは教職関係の方とかなるんでしょうが、やはり早い段階で保護者または、不登校になった児童生徒の方々に、そういった経験者の声を聞いていただいて、不登校というのはですね、語弊があるかと思いますが誰にでもなりうる可能性があるんですけど、決してそこから抜け出すことができないものではないというようなメッセージをですね、早い段階に発信していくべきだと思うんですけども、教育長のお考えをお聞かせ願いたいところです。

議 長 (高平聡雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは今のお話についてお答えしたいと思うんですが、まず色々な機会を捉えての講演、あるいは中には討論会というものもあると思うんですけども、現在まず、

先ほど議員さんおっしゃった通り、一番大事なのは、不登校の児童生徒に関わる教職員、あるいは関係者の研修も非常に大事なものだと考えております。

それで、現在答弁書の中に年間10回を超えるというふうなことが書いておきましたけれども、例えば昨年度はこの辺ですかね、宮教大の教授による、保健室登校についての講話、あるいは早稲田大学の名誉教授の不登校理解と支援、あるいは同じ宮教大ですが、不登校、別室登校の子どもたちのために、あるいは宮城学院女子大の発達障害や不登校の子ども理解と認知課題とアセスメント、東北学院大の先生からは不登校児童生徒の状況に対する対応と、あるいは精神科医、臨床心理士、保健師等の方々から、長期視点に立った児童生徒の心理サポート、あるいは個別の事例に対する姿勢のあり方等の講話を主に県教委が中心に開いてくれておりまして、そこに参加をし、研修を積んでいる状況があります。

また、NPO関係、先ほど議員さんもおっしゃったような、その新聞発行してるとか、その方々もとそう思うんですが、NPOの方々も保護者の方々、あるいは保護者本人に対するセミナーとか講話の紹介があるんですね。

そういうものについて、町の方から関係者を通して紹介しているという状況があります。

やはりこの中で一番大事なのが先ほど議員さんおっしゃった、誰にでも起こることなんだというふうなことの認識をやはり不登校の児童生徒については、自分なりにわからないと思うんですね。

そのときに関わっている学校の教員、あるいはケアハウスの支援員たちが寄り添いながら、そのような話をしてあげると、そして信頼関係をまず築き上げることが一番大切だと思いますので、その信頼関係を作り上げるということについて、根気強く行っていきたいなというふうに考えております。

議長（高平聡雄君）  
千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）  
理解させていただきました。

次に、国の地域おこし協力隊についてはですね、町で、国の地域おこし協力隊が、どんな形でも出てきてないという状況の中でですね。

では、教育現場ではどうかという私なりの提案で、教育長の答弁を見ると十分だよっという中で理解させていただきましたので、2件目の一般質問を終わり、3件目に進ませさせていただきます。

不適切な養育について、令和3年12月4日河北新報に不適切な療育、子どもの脳の萎縮という記事が掲載されました。罰として長時間正座させる、他の子どもと比べて叱る、怒鳴る、子どもの前で激しい夫婦喧嘩を見聞きさせる、スマホなどで長時間子どもに動画視聴、ゲームを許す、嫌がる子どもと風呂に入る。以上のような行為が、愛着障害、意欲が湧きにくくなる、褒められても達成感を感じにくくなる。成長後もうつ病などになりやすく、健全な人間関係を結べないといった問題が表れる。」という内容であった。

現在、児童生徒のいじめ乱暴な行為、不登校、学力不振等の諸問題に関連する興味深い記事でありました。

教職員、保護者で、情報の共有を図り、家庭生活、教育活動に活用すべきと考えますが、教育長のお考えをお尋ねします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは次に、不適切な養育についてのご質問にお答えをします。

新聞記事では、他の子どもと比べて叱る、怒鳴るや激しい夫婦げんかを前でみききさせるなどの不適切な養育により、子どもの健全な成長に影響を及ぼし、親との心理的な結びつきが築けない、愛着障害にも繋がると紹介しております。

平成19年に文部科学省から各学校に配布された「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」には、不適切な養育について「より広い児童虐待の概念」として説明されております。その説明によれば「不適切な養育」は、報道されるような極端な「児童虐待」だけではなく、軽微なものから命に関わるような深刻なものまで、広い範囲にわたっています。

児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことが心配され、児童

の虐待の禁止等を目的として「児童虐待の防止に関する法律」が平成12年に制定されました。

しかし、法的に整備されたにもかかわらず、児童虐待はその後も増え続け、厚生労働省の施策によれば、平成17年度に3万4472件だった虐待対応件数は、平成30年度には15万9838件と、4.5倍以上に増加しました。

不適切な養育は子どもに外傷が生じるような暴行ばかりでなく、ネグレクトと呼ばれる育児放棄のようなもの、また、子どもの心に長く傷として残るような経験を強いる心理的虐待などがあります。

傷、あざなどから、発見が比較的容易な身体的虐待とは異なり、心理的虐待などは児童本人からの訴えがない限り、その発見は困難なものであると考えられています。

長く不適切な養育を受けた子どもは、身体的な不調を呈したり、知的な発達が十分得られなかったりすることがあります。また、他人を信頼し愛着関係を形成することが、困難になるなど、対人関係において問題が生じたり、自己肯定感が持てない状況となって攻撃的、衝動的な行動をとったり、多動などの症状が現れたり、無力感を表し起こしたりすることもあると言われております。

日常的に子どもに関わる学校は、虐待を発見しやすい立場にあり、虐待防止等に関する一定の役割を担うこととされ、児童虐待の早期発見、早期対応において学校は役割を果たそうと現在努力をしております。

文部科学省は平成16年度から毎年11月は、「児童虐待防止月間」と位置付け、児童虐待防止のための集中的啓発活動を行っています。

令和3年度については、10月26日付で松野文部科学大臣から、保護者、学校関係者、地域の皆さま宛に、「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子どもたちを見守り育てるために～」というテーマでメッセージが発信されました。また、「全国の子どもたちへ」と題した児童生徒向けの大規模メッセージも発信され、各学校から配布しております。

学校においては、令和2年6月に改正された学校、教育委員会向け「虐待対応の手引き」や、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」等の資料を活用して、研修を実施しており、大和町子育て支援課からは児童福祉及び児童虐待防止に関するパンフレット等が児童や保護者に配布されております。

これからも、教職員や保護者とともに情報共有し、児童福祉機関と連携して、将来を担う子どもたちを守りながら教育活動を行ってまいりたいと考えております。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

教育長の答弁に従いまして、再質問を開始させていただきます。

私以前より、教育委員会の本来のあり方ということで、教育長に要望しておりますが、やはり児童生徒の現在の学校環境、または、そういった虐待とかそういった大きな問題に至るまでですね、やはりいろんな情報の収集と、保護者への情報の発信というのをやってくださいというような中で、今回のこういった不適切な養育っていうものの記事に反応して、教育長はどのような対応をされているのかというのを聞いたかったという趣旨だったんです。

そういった中で、ちょっと気になったなっていうものが、やはり起きた時点で、いろいろな対策、または文部科学省からの通達などが届いてるようでございますが、これが果たして継続的にやられてるのか、一過性で終わってるんじゃないかという、ちょっと心配があるところなんです、やはりこういったものは継続するところに意義があると思うんです。

そういった中で、こういったものを継続するための環境作りというか、そういったものが必要かと思うんですけれども、教育長は、そういった継続のための何か手段というものを考えておられるのかどうか。一過性に終わらないでですね、継続しなければ効果は上がらないと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)  
それでお答えします。

議員おっしゃる通り、本当に一過性のもの、年に一度の打ち上げ花火のような、やはり情報発信では少ないんだろうなというふうに思います。そういう意味で学校では

いろいろな研修を積みながら、機会あるごとに保護者について、いろいろな啓蒙活動を行っております。

ただはっきりとした形とすれば、子育て支援課の方から、これは5種類ほど、パンフレットが回るんですが、一つ目があなたの家庭、周りの家庭、児童虐待はありませんかというふうなもの。二つ目としては、その気持ち、話してもいいんだよというふうなパンフレット、それから三つ目が、いち早く誰かじゃなくてあなたからというふうなパンフレット、あるいは、体罰によらない子育てを広げよう。

これはまさに議員さんおっしゃったような新聞記事にあったような内容のものをです。それから叩かれて子どもなんていないんだよという、これは例えば虐待ではなくてしつけの部分でも言えるものなんですね。

ですから、やはり子育ての環境という部分で、学校では日常的にいろいろな形で、保護者に対して、学校材料等を踏まえながらやっておりますので、今後も継続しながらやっていきたいなど。やはり、先ほど申した通り、軽微なものから命という非常に広い範囲に渡るものですね。

もう一つは虐待と定義されるものからしつけという名のもとのものまで、これも広い範囲であります。そういう意味で慎重な対応をしながら、今後保護者と情報の共有を図ってまいりたいと思います。

議長 (高平聡雄君)  
千坂裕春君。

11番 (千坂裕春君)  
これで私の一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

議長 (高平聡雄君)  
以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
再開は午前11時10分とします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

10番渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

1件目。町道補修や、交差点ガードは、町道の凹凸やひび割れなどの補修について相談を受けることがあります。

また、交差点の歩道ガードパイプについても設置の話題を聞くことができます。

そこで2点お伺いをします。

1点目。凹凸やひび割れの補修など、細かな町道維持管理事業は、要望に概ね応えているのでしょうか。

2点目。県道への交通安全施設要望は行っているのでしょうか。また、町道の交差点歩道ガードパイプ設置について調査は行っているのでしょうか。伺います。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは渡辺議員の町道補修や交差点ガードは、についてお答えします。

初めに1要旨目の町道維持管理事業は、要望に概ね応えているのかであります。

本町の町道は、路線数663路線。延長316キロメートルを認定し、車両や歩行者の通行が円滑に走行できるように適切な修繕を行いながら、維持管理に努めているところであります。

町が管理しております道路の修繕につきましては、維持管理委託業者や、都市建設課職員が行っている道路パトロールや、区長さんをはじめ、地区住民の皆さまからの情報提供をもとに、現地を確認し、逐次修繕を行うとともに、場合によっては修繕工事により対応しているものであります。

町道修繕の要望につきましては、地区住民の皆さまから、「道路舗装穴埋めやマンホール周り等の段差解消、歩道根上がりの解消、町道草刈りの実施」等の要望をいただき、職員や維持管理委託業者及び区長さんをはじめ、地区の皆さまの協力もいただ

きながら、細かな対応を心がけ修繕を行っておりますが、さらなる要望につきましても、順次対応してまいります。

なお、保証関係の本年度実績といたしましては、舗装凹凸やひび割れによります穴埋めの作業は、99路線、延べ576作業、舗装小破修繕は、15路線、修繕面積は596㎡、舗装修繕工事は天皇寺高田線外7路線、延長1531mで実施しております。今後につきましても、地区住民の皆さまが安心安全で、町道をご利用いただけますよう町道維持管理に努めてまいります。

次に、2要旨目の、県道への交通安全施設要望を行っているか、であります。

県道への交通安全施設要望につきましては、維持管理を行っております宮城県に対しまして、地区住民の皆さまからの情報提供等をもとに、町で現地状況を確認し、逐次要望を行っているものであります。

今年度につきましては、国道457号線の道路区画線の設置や、県道升沢吉岡線吉田地区内、歩行者空間確保のためのグリーンベルト設置及び県道大衡仙台線、西成田宮床線に宮床中学校通学路設定のための歩道部転落防止柵設置について要望しているものであります。

また令和3年10月に、町内各小学校、大和警察署、道路管理者、町教育委員会等関係者により実施しました「令和3年度通学路における合同点検」の際にも、各小学校から要望がありました国道457号県道升沢吉岡線及び県道塩釜吉岡線の歩道ガードパイプ、ガードレールの設置、車道外側線（ドットライン）設置についても要望しております。

今後につきましても、宮城県に対し、引き続き交通安全施設整備について要望して参ります。

次に町道歩道のガードパイプ設置について調査を行っているか、であります。

町道の歩道につきましては、路線数92路線、延長91キロメートルとなっております。

国道県道を含みます片側2車線道路との町道歩道部交差点は27箇所、そのうち、横断歩道又は信号機がある交差点は23箇所、23箇所のうち11箇所で、ガードパイプ（防護柵）を設置しております。同じく、片側一車線道路での町道歩道部交差点は56箇所そのうち、横断歩道又は信号機がある交差点35箇所、35箇所のうち10箇所でガードパイプ防護柵を設置しております。

歩道部ガードパイプ（防護柵）は、歩道から車道へのはみ出しや転落防止を抑制することや、車道から歩道への車の進入を防ぐ施設であり、最近の設置実績といたしましては、令和元年度、令和2年度に、杜の丘地区から小野小学校への通学児童生徒の増加に伴い、小野小学校前にあります町道熊谷小野線交差点に、今年度には杜の丘地区にございます、

町道前河原熊谷・杜の丘二丁目1号線交差点にガードパイプ（防護柵）を設置しております。

今後につきましても、通学路合同安全点検等を行い、車道や歩道の利用状況等を把握しながら、各道路管理者や大和警察署及び町の教育委員会等と連携を図り、歩道部交差点ガードパイプ（防護柵）設置等、交通安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

大変細かい答弁をいただきまして、よくわかりました。

都市建設課の方も一生懸命やっておられる。これは窓口到时々私もお伺いをしてですね、職員の皆さん、一生懸命やっておられるなどというのは常日頃を感じているところであります。道路というものは、町民の皆さん、毎日お使いになる、それから、町外からいらっしゃる方も、道路を歩いて町にいらっしゃる。それだけに、道路は非常に目立つ存在でもありますし、この道路の良し悪しが、町の評価にも繋がってしまう、あるいは町長の評価にさえ繋がってしまうそういったような性格のものかなというふうにも思います。

陸前大沢からリサーチパークに上がってくる道路あるんですけども、ちょうど仙台市と大和町の接する部分過ぎたあたりだと思うんですが、大きい穴が開いている、いつ通っても開いているので、窓口にお伺いしてお話を聞きました。担当者の方が、「いや、当然知ってます。直してるんです。でも、穴を塞いでも2日しかもたないんです。」と、そんなに壊れるのかということで驚いてしまったんですけども。そのときに思ったのがですね、その担当者はきちんと直したいんだということもおっしゃいました。ということは、予算がないんだなど。穴を埋めるお金はあっても、きちんと抜本的な工事っていうんですか、そういう予算ないのかなと自問自答しながら、その場帰ったんですけどね。

翻って、町長もですね。亀谷課長とか、それから観光政策で、商工観光課長連れてですね、ワイナリー上がって、いっぱいワインでも飲みながらですね、観光政策をちょっと感じてもらうといいのかもしれないんですけども、ワイナリーに通じる道路もですね、ちょ

っと荒れてる。そういったところもですね、町長も町へ出られてですね、いろんなことを考えるためにですね、見られてはどうかと思うんですけども。

来年度の道路補修費見ますと、今年よりもさらに減額になるようなんですけどね。およそこの対応と先ほど316キロ、直していくのは大変だと思います。すぐにありますしですね、でも修繕費が足りなかったら、どんどん道は悪くなっていく方に増えていくんじゃないかなと思うんですね。

以前、議会でも議論しましたけれども、ちびちび直すよりも、一つの路線まとめて整備した方がいいんじゃないかということで、それもそうだなということで執行部の皆さんもそういう方向に変えられました。それはそれでいいんですけども、その距離数が足りないとか、あるいは日々の修繕費が足りないとかで、どんどん町の道路が悪くなっていく方になっていないか。もう少し予算があれば、更に直して町の道路ってのは良くなる方向に動いていく。悪くなる方向ではなくてですね。

そういうことで、全体の予算として総額がですね、足りないんじゃないかと。先日金曜日にですね、佐々木議員が、大和町の道路悪いねと、これは私と佐々木議員と共通の認識です。総額が足りないんじゃないかと、町長の答弁は理解できましたけれども、総額的に足りないんじゃないかということについて町長にお尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

予算についてということでございますが、総額的に足りない、全てについて十分行き渡ってないって言い方はおかしいんですけども、そういった部分については、予算の関係というのがありますので、全てを100%っていうのはなかなか難しいというのはあるというふうに思ってます。

今回、予算がちょっと減ってるということでございますが、決して力を抜いたとかそういうことは全くなくてですね、今年度の予算についても、その補修の予定の場所をそういったものをしっかり見極めてやってるところでございます。足りなくなればやるっていうのもおかしな話ですけども、必要な金額については補正をしてでも、そういった修繕とか、そういったものについてやるべきことをやっていかなければいけないというふうに思っております、決して基本的な考え方として道路について、言

い方おかしいですが、力を弱めるとか、そういったことでは決してありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

隣の市なんかはですね、面積が狭くて、水道にしても道路にしてもですね、コンパクトな市ですから、お金はかからない、かからないとは失礼な言い方ですけども、我が町は、本当に240キロ平米ですか、広くて、いろんなインフラにお金がかかると、これは否めないことですが、やはり力を注がなければならないと思います。それで道路がですね、補助金が足りなければ、やっぱり道は悪くなってきますので、そこはしっかり見極めをしていただきたいなというふうに思います。

話は変わりますが、国道から4号線からですね、道下住宅、入る道ありますけれども、住宅に入りますとですね、なんかいきなり昭和30年代にポンと入ったような気がします。それは古い住宅があるからかもしれませんが、あそこは手つかずの状態になってるような気がするんですね、道路も舗装が切れてるところがありますし、それからあの周りの側溝ですね、側溝には蓋がありません。どうもお話をお伺いするとですね、あの側溝がなくて、そこに住まわれてる方が、転倒してその側溝に落ちて足を骨折をして、今も黒川病院で入院なさってるのではないかなと思うんですが、あそこも町道だと思うんですけども、側溝をですね、安全のために、住宅地ですからですね、そういったところの側溝の蓋をしていく、そういった方向の施策については、お考えになってるかどうか、そこ一点お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

側溝の蓋ということでございますけれども、今道路の幅が狭かったり、そういった場合もございまして、側溝の蓋をすることによって幅を広げるといいますか確保するとか、そういった施策は考えております。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

側溝に蓋がなくてですね、転んで側溝に落ちて、骨折をしたというのはやっぱり、ちょっと据え置けないような事態でもありますし、これは対策をとっていただきたいなど、そのついでに、未舗装のところがあればですね、舗装にも心を砕いていただきたいなというふうに思います。

もう一点あるんですが例を出しますけれども、具体的になんですが、日吉台郵便局が団地にございます。日吉台郵便局には駐車場が3台あるんですけども、一番奥の駐車場、街路樹があるのと、それから道路の段差があって、非常に入りにくいということで、郵便局にいらっしゃる利用客がなかなか入らないですね、道路に停める、そしてあそこが非常に危険な状態になってるということで、町民の皆さんから、議員さん何とかならないの、というようなお話も頂戴しております。窓口相談にお伺いしたんですが、きちんと丁寧に説明をしてくれましてね。「議員さん駄目です。できません。もうそれは法律があって、それはもう受益者が、あの町に申請をして、直していただくしかありません。」こういうような返事をいただいて、何とかありませんかという人にも、そういうふうに返答したんですけども、ふーんというような返答ですね、何か私が信頼を失ったような気がしてるんですけども、そこは確かに町に言い、その地主さんが町に申請をして許可をいただいてから直すしかないんだろうと思います。

しかし、ああいったその公共性の高いようなところでですね、利用客の利便性を図るといったような点では町長こういったのは政治判断ってのはないんですか、お尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

具体の町の土地とかそういったものであれば、町の持ち物であればそれは町の判断でできると思います。例えば民間の方が持っておられるといった場合には、基本的に

はそちらの所有ですので町で勝手にとといいますか、そういうことはできないところがございます。

今おっしゃったのは郵便局の敷地という意味では、基本的にはその郵便局ということになるんだと思いますけども、そういったことについては町の方から郵便局にお話をしてということはあるかと思いますが、制度的なことは担当課長が回答いたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷裕君。

都市建設課長 （亀谷裕君）

それでは渡辺議員のご質問にお答えいたします、歩道の段差の部分の乗り入れ口っていうのは理解していますが、やはり乗り入り口につきましてはやはりあの入る車両とかですね、目的によりまして幅等は決まっております。

なぜかと言いますと、やはり歩道に通行する人も守らなくてはならないというのが一つございますので、かなり広くとった場合は、そういったことでも危険が高まるようなこともございますので、先ほど言った目的、例えば大型車が入るとか小型車しか入らないという場合については、その幅で決まっているものでございますので、郵便局の仕様についても大型トラックが入るかどうかで、そういったことであれば、町の方でやるわけじゃないですけど、そちらの申請の方ですね、町の歩道について工事をしながら対応していただくというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

今の亀谷課長の御答弁も十分理解できるんであります。

理解はできて、郵便局の利便性向上のためですから郵便局が申請をしてっていうのも理解はしてるんですけども、しかし、郵便局がその気がなければ、利用する人たちはいつまでたっても解消はしないし、あそこの道路に駐車して、もう通れないよう

な、あれが続くわけなんですけれども、問題は歩道の段差と、町が管理している歩道の段差、それから街路樹、街路樹はあれ多分切らないと解決しない、そういう問題ですので、一度は政治決断ができないかどうかですね、亀谷課長と1回話し合っていただけないかなと。ここで約束しろというものではありませんけれども、一度ご検討をいただきたいなど、利便性向上のためにですね、投げかけて、回答いただかなくて結構ですので、検討をしていただきたいと思います。

2 要旨目に入ります。

ガードパイプ、それから県への要望を非常に細かくやっていたらとの理解をいたしました。引き続きこれらの県に対する要望ですね、投げっぱなしでは、いつになるかわかりませんので、県に対してもですね、回答を求めながら引き続き粘り強く交渉していただくことをご期待を申し上げます。

それと、一つ質問なんですけれども、ガードパイプ、たくさんつけたいところあると思うんです。その中で区長さん方から意見を伺いながらですね、優先順位、ここからつけていこうとか、そういう優先順位はおつけになっているのかどうかをお尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

優先順位ということでございますが、当然利用度とか、危険度と申しますかね、必要だとか、どこでもそれはあるんだというふうに思いますけれども、そういったものを考えながら、結果的に優先度ってなるんでしょうが、そういったことはやっておこうということでございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

質問の際にですね、県道って書いたんですけども、本当は国道も一つ入れたかったんですね。国道もあそこは名前が出てこないんですけども、大きな交差点ですね、1箇所はガードパイプついてるんですけども、もう1箇所は国道ガードパイプついてな

いんですね、あそこは小学校の通学路にもなってますんで、そこ辺りも、これは国で  
すかね、県を通じての国になるかと思うんですけども、ガードパイプ要望をしていた  
だけたらなというふうに思います。

1 件目終わりましたして2 件目に入ります。

渉外という職員研修の有無は、渉外とは、「外部と連絡交渉する仕事、優れた聞き  
手を示す言葉でもあり、営業と同様、顧客の要望を聞き、それに応える提案を行って  
いく仕事をいう。」とあります。

職員の皆さんは、町民の皆さまの様々な手続きや疑問、要望などに接するエンドレ  
スの重要な職務をこなされており、その職務には敬意を表すものであります。このよ  
うな中、町民の皆さんなどへのご説明の要領や話法などに起因して、トラブルを生ず  
ることもあり得ると思います。

企業などでは、お客様獲得、満足と社員を守るための教育が行われていると聞き及  
びます。そこで、町は人材育成基本計画の見直しに当たり、このような企業やコンサ  
ルから講師を招き、研修を行う検討をされてはどうか伺います。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、渉外という職員研修の有無に関するご質問にお答えをします。

初めに渉外という言葉は、主に民間事業で使われているものでありますが、東京都  
では、渉外課として独立した組織を設置しており、行政においても渉外というものは  
必要であると考えます。

本町だけではなく、どの市町村におきましても住民、事業者、来訪者は町にとって  
の顧客であり、その方々への説明が必要であるとともに、基本的な説明はもちろんの  
こと、理解されるよう、わかりやすい説明ができる能力が必要とされます。

全ての職員がそういった能力を備え、対応しなければいけないところであります  
が、経験年数の多少や、担当事務の理解の度合いにもより個人差が生じている場合も  
あると思われれます。

こういった職員の個人差につきましては、住民の皆さまが満足してもらえるサービスを提供する上では、均一にしていかなければならないもので、研修等により能力を高めていくような人材育成を進めていく必要があります。

今回、人材育成基本計画の見直しを行い、基本方針を定めることとしておりますが、基本方針の中では、「人材育成を効果的に進めるためには、組織として能力開発に積極的に取り組むとともに、職員一人ひとりが主体的に学ぶ姿勢が重要であり、業務の効率化を図り、ワークライフバランスを推進する観点からも、職員のスキルアップは必要不可欠であり、組織と職員が一体となり、研修を実施する必要がある」としてしております。

職員研修は、職員が主体的に取り組む「自己啓発」と、「職場内研修」、「職場内研修」の三つの柱とし、外部講師による研修も毎年実施しており、今年度は課長、課長補佐を対象とした「人事評価研修」、「障害を理由とする差別解消推進の研修」、そして全員職員を対象とした「SDGsの研修」を実施しております。

民間企業では涉外という仕事は、コミュニケーション能力や適応力、課題解決能力、交渉・折衝能力が必要とされておりますが、行政におきましても、同様に必要とされる能力でありますことから、こういった能力の向上を図るための研修を実施してまいります。以上です。

議長（高平聡雄君）  
渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

職員の皆さん、窓口に、電話に、それから私達議員に対しても、それから国や県との折衝もいろいろある非常に神経を使う仕事をなさっていると思います。そんな中で、ともすればあつてはならないんですけども、たまに聞くことがあります。話を十分聞いてくれてないなど。できないことをとうとうと述べられる。こっちの要望の真意を聞いてくれない。そういう声をちらっと聞くことがあります。なんていうんですかね、こっちの要望の真意を聞いてほしいというのに対して、聞いてくれないという不満がちょっとあると。

これは今の一つの事例ですが、違った事例のお話を一つだけします。これはその事例の対象を責めるものでは決してありません。ただ、その事例でですね、考えて欲しいですね。私達も、それから職員の皆さんも共に考えてどうだったかなと。それは

ですね、事象は、今年1月の28日の13時10分防災無線の内容のメール配信。これに誤配信がありました。防災無線で放送されていないのに、メール配信に突然全く関係のないことが流れてしまった。それで、その流れてしまったのは、これは委託してるところのミスで起きたものというふうに判断をされます。

しかし、起こったことは、これは仕方がないことでして、それに対する町の事後処置がどうだったかと。職員の対応がどうだったかということなんですけども、間違いに気づいた町民の方からですね、町におかしいぞという連絡が入ったんですね。

それに対して、町の職員が対応を私は間違っただと思うんですがそんなことはありませんか、それは詳細はわからないんですが、通報された方によりますと、間違いを認めなかったと、すったもんだの挙句に間違いに気づいて、お詫びの連絡があった。

しかし、そのお詫びの中身もですね、要領を得ないものであったと。やっぱりその中身というのは、1H5W中ですか、それが欠かせないと思うんですね。そして、業者が起こしたその誤配信というミスであっても、その業者のミスは、町のミスでもあり真摯にお詫びをするという態度に欠けていた部分があったのではないかと。それで、なんだその態度はというふうな町民のお怒りがあった。それはやはりあってはならないことであろうと。

それと、もう一つはですね、その誤配信があったならば、その原因究明はしっかりしたのかということなんです。しっかりした上で、それを通報された方にはもちろん、誤配信されたのは、メールで流れてますから、登録者2000人ぐらいいらっしゃるんですかね、2000人ぐらいの方に誤配信の内容が流れたわけですから、それは町としてお詫びをしながら、二度と起こしませんという意味も込めて、私はお詫びとともに訂正を行わなければいけなかったのではないかと。

そして、事業者の方にはですね、二度と起こしてくれるなど、あるいはなぜ起きたのかと。二度と起こさない対策をとらなければならない。

これが私思うのは、まさかその事業者がサイバー攻撃を受けたのかな、なんて思っただんですが、というのはですね、滋賀県に琵琶湖に竹生島、真ん中に小さい島がありますね、縁結びの島だそうですけども、あの竹生島は、竹島の真ん中に生まれるが入って竹生島。生まれるを取ると竹島になるんですね。そして、どうもサイバー攻撃かけたのは、竹島と間違っただけそこにサイバー攻撃かけたんじゃないかというようなニュースがありました。そして、今ロシアもですけども、もうサイバー攻撃なんてのは、地球上で日常茶飯事に起こってるとも言われてるんですけども、我が町の防災無線、あるいはそういうアプリにですね、サイバー攻撃があったかどうかわかりません

けれども、しっかりと原因を究明して、二度と起こさない、そういったことも指摘をなさった町民の皆さんにお約束をし、あるいはその誤配信を受けた町民の皆さんにもしっかりとお伝えをして二度と起こしません。申し訳ありませんでしたというようなことは、やはり必要なことではないか。

何を申し上げたいかという、今ちょっと事例をお話しましたがけれども、顧客満足、答弁にもお客様対応ということで、答弁いただいておりますけれども、これは大手の会社になるとしっかりとそういったことは、お申し出を1回受けたならば、そういうことは事例として二度と起こさないというような対策をとっておられる。それがお客様を守り、そして自分の所の社員を守る。両方に繋がると思うんですね。

ですので、大切な職員の皆さんですから、外部の方から言われて、そして自分の職に嫌気を催す、そういったことはあってはならないということは職員を守るためにも、そういった教育というのはしっかりしなければならない。こういうふうに思うわけですが、事例の答弁は要りませんので、職員を守る教育、それから町民の皆さんへの満足、こういったことについて、町長今一度ご答弁をいただきたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まずそういった事例がありまして、町民の皆さま方に不愉快な思いといいますか、ご迷惑をかけ、大変申し訳なく思っておりますお詫び申し上げたいというふうに思っております。

そういった中で、こういった対応があったということでございます。この件に限らずですね、おっしゃる通りそういった町民の皆さま方に対する対応というものについては、常日頃当然注意もしながらやっているところでございますが、そういった例えば事実の確認をしない中での回答、あるいは先ほどお話の通りできないことばかりという話、そういったことが現実的になってしまったということでもありますので、そういったことは当然、本人にゆっくり聞けば、間違っているということ、そういうことがまずいつてことはわかっているわけでございますが、なおそういったものをしっかりと認識する必要があるというふうに思っております。

そういった意味で研修とかそういったものですね、やっているところでございますけれども、さらなるそういった確認のための研修とかですね、そういったことにもなるうかと思しますので、繰り返し研修あるいはお互いに気を使うということを職員同士でも、我々からも注意をする、お互いに注意し合うということ、そういったことをしながら町民の皆さま方に信頼される町としてですね、やっていく努力をこれからもしっかりやってまいりたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺議員お尋ねします。

まだ3件目もございますので、2件目の区切りで休憩に入りさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

私うまく質問できたかどうか、ちょっと自信ないんですけども、職員の皆さんを攻撃するという意図では決してございません。ただ、町民の方がですね、聞いてもらえないとか、怒ったりとかそういったことを防止するためには、やはり涉外という、こういった技術が必要なんだということを申し上げたかったということでございます。

大半の会社はですね、私さっき言ってしまったかもしれないですが、あの窓口が一つで、専門の方いらっしゃるんですね。ところが、役場は窓口がそれぞれにあり、それから電話もそれぞれの電話対応ということでは、もう新人の方もベテランの方も、そこにいらっしゃる方が常に電話を取ったり、窓口対応なさらなければならない気の抜けない職場だと思いますそういった中でですね、これからも職員の皆さん、研鑽に励んでいただきたいなというふうに思いまして、2件目の質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き一般質問を行います。

10番渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

それでは、一般質問再開をいたします。

再開にあたりましてですね、午前中振り返ってですね、ちょっと重ねて先ほど事例を出しましたけれども、職員の方を責める、そういう気持ちは全くありませんので、町長の方も一つよろしく願いをいたします。

それでは3点目、町民バス運行の一部変更を、雨降りや降雪などの荒天時、乗車希望者が町民バスに乗りきれず、バス停に残置される事態があると聞きます。

乗れなかった高校通学者などは自宅に戻り保護者が急ぎ、予定を変更して、高校まで送り届けるということがあり、負担を感じているようであります。中間の便数を減らすなど、コストを変えずに工夫により対策することはできないでしょうか伺います。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは町民バス運行の一部変更についてのご質問にお答えします。

本町の町民バスは民間バスの路線撤退による交通空白地域内での生活の足の確保を図るため、平成11年10月から、町内を循環する9路線を設定し運行を開始いたしました。

その後、平成21年4月から、運行状況等による路線の見直しによりまして、「宮床線(宮城大発、バスターミナル行き)」がございますがこの宮床線のみを運行路線とし、その他の路線はデマンドタクシーへ切替運用を行っているところです。

さらには降雪時の悪天候時に特に乗車される高校生等の利用者が多く、乗車できない方がおりましたことから、その対応策といたしまして、宮城大学発吉岡行きの第1便のみを2台運行とし、利用者の移手段の確保に努めてきたところでございます。

その後、令和2年12月に、降雪が続き乗車できない日が発生いたしましたので、第1便の利用者が多い黒川高校に対しまして、デマンドタクシーの利用の周知を行うとともに、町民バス沿線のもみじヶ丘、杜の丘、吉岡地区の方々へも、パンフレットを全戸配布するなど、利用周知を図ってきたところでございます。

町民バスの運行につきましては、委託事業者の確認等をした結果、今年度においては、乗車できない日はございませんでしたので、現行の運行を継続しながら、デマンドタクシーの利用促進と併せ、分散乗車の周知についても行ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長（高平聡雄君）  
渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

再質問いたします。

今、ご答弁頂戴したんですが、委託事業者の確認結果、今年度においては乗車できない日はなかったということなんですが、私が得ている情報とはちょっと食い違っておるんですね、どちらがどうなのか、これはもう少し様子を見る必要があるのかなと。私も今後さらにこの情報を伝えてくれた方にですね、確認に行きたいなと思いません。

私が得た情報では、乗れなくて急に送ってこういったのは本当にもう、困ってしまうんだと会社に行かなきゃいけないのに、子どもが帰ってきて、というようなところでですね、ちょっと食い違うので今後確認をしていきますので町の方もフォローしてみてくださいないですかね。本当に、事業者の方ないのかどうかですね。

もう一つには、宮床中学校の生徒がですね、つい先般です。宮床中学校から団地まで帰るのに、バスが満杯で乗せてもらえなかったと運転手さんからごめんなさいって言われて、乗れなくて歩いたんだというような話も頂戴した。

これは、そういうときもやむを得ないのかなとは思いますが、そういった事実が私は聞いたものですから、これは、今後動向はやっぱ調査していかなくちゃいけないのかなというふうにも思います。

それで、一つお伺いしたいのは、デマンドタクシーでということはあの1便。2台運行されていて、それで足りずにデマンドタクシーを動かしてるということなんですよ。ここ、もう一度だけ確認をさせてください。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、事業者の確認をもう一度させてもらいたいと思いますし、あと、スクールバスの件につきましては、その辺はまた確認させてもらいたいと思います。

町民バスということでございますけども、今、町の方で2台のバスにつきましては、ポンチョとリエッセという2台が走っております、これで、63人の乗車が可能ということでございます。そういった中で、今現在なかったということを申し上げているところでございますが、町民バスにつきましては、その場所についてご利用いただくように丁寧な周知もしております。緊急といいますか、毎日の状況ではなく、雪が降ったときとかでございますので、バスの便数を通常の2台を3台にするとかっというのはなかなか難しいところがあるというふうに思っております。

そういった中で、乗り切れないということがあることを以前にもあったわけでございますので、デマンドタクシーのをご利用いただいておりますので、PRをさせてもらっております。今デマンドタクシー登録してる高校生の方も5人ほどいてというふうに聞いておまして、実際利用されてる方は5人、皆さんではないようでございますが、そういった形のご利用もいただけますので、そういった形でのあの雨の日とか、次の日雨が降りそうとか、雪が降りそうな時とか、あるいはいつも送ってもらえないとかですね、そういったときにご利用いただければというふうに思ってPRをさせてもらっております。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

2台を3台にするとかそういったのは難しいというのも、今伺いました。デマンドタクシー5人の登録がいただいているというのも、今初めてわかりました。どうも私の方に相談をされた方はデマンドタクシーってのは全く承知をなさっていないようでした。ですので、これは私もその方にお伝えをし、それから電話のタクシーの利用が可能なんだよというのを全戸配布されたということですけども、もう一度これ、広報し

ていただけるとありがたいなと思うんですが、このデマンドタクシーについてのその  
高校生の利用っていうんですか、このあたり可能かどうか、ご答弁ちょっとお願いを  
いたします。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
デマンドタクシーとかのご利用につきましては、高校生の方はもちろんですが、一  
般の方々にもご利用いただきたいというふうに思っておりますので、そういった広報  
といたしますか、やりたいという風に思います。

議 長 （高平聡雄君）  
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）  
それではこれからもデマンドタクシーの方ですね、確認をいただくという答弁い  
ただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で私の一般質問を終了  
いたします。

議 長 （高平聡雄君）  
以上で渡部良雄くんの一般質問を終わります。  
引き続き一般質問を行います。  
5 番今野信一君。

5 番 （今野信一君）  
通告に従いまして、1 件 3 要旨、お願いしたいと思います。  
防犯対策への取り組みについて、令和 4 年度町政運営の考え方として示されました  
施政方針で公約に掲げた 6 つの柱の 5 番目。  
「災害・防犯・交通に安全安心なまちへ！」の中で触れられました防犯についてお  
伺いします。

方針の中で、防犯については通学路や教育ふれあいセンター等防犯カメラを設置して、地域の安全安心対策を強化していくと述べられております。防犯対策として防犯カメラを設置することは、ここ数年変わることなく施政方針で述べられております。

令和2年2月に「大和町安全安心まちづくり条例」に基づいた「大和町安全安心まちづくり基本計画」が策定されております。計画に沿った事業の展開をすべきと考えますが、一向に防犯カメラの設置に終始しております。

以下の3点についてお伺いします。

1つ目。基本計画の中で、「自分たちの町・地域は自分たちで守るという意識のもと、みんなの協力で防犯対策や防犯体制の充実・強化を図り、犯罪のないまちの実現を目指す」という基本目標を掲げ、3つの方針を示しております。

どのような形で取り組み、どのような成果を上げていらっしゃるのでしょうか。

2つ目。基本計画の中に「推進体制の整備」として、町・町民・事業者・警察・関係団体などの連携と協働の必要性を記しております。それぞれの役割をどのように自覚していただき、協働に結びつけているのでしょうか。

3つ目。この「大和町安全・安心まちづくり基本計画」と本計画を的確に推進するための具体的推進方策を示すものとされる「大和町安全・安心まちづくり行動計画」の2つの計画はどのように示され、どのような団体が実践しているのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまの今野議員のご質問でございますが、初めに基本目標にどのような形で取り組み、どのような成果を上げているかについてでございます。

防犯に関する取り組みについては、基本計画に3つの基本方針を定めております。

まず「町民自らの防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成」であります。

次に、「防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等を犯罪被害から守る」であります。

次に犯罪が起きにくい生活環境の整備であります。これらの基本方針を掲げ、町として取り組みを実施しているところであります。

それぞれの方針に基づき実施している取り組みといたしましては、平成27年度から実施している防犯カメラの設置であります。これまで通学路には16基の防犯カメ

ラを設置しており、運用しているところでありますが、防犯カメラ設置による犯罪の抑止効果が大きいものと考えております。カメラを設置し、防犯カメラを設置していることをステッカーにより周辺に周知しております。

その他、実施した事業、これから実施を予定している事業といたしましては、高齢者の事故防止対策として、基本方針の中では高齢者ドライバーによる事故の防止対策につきましては、令和2年度から後付け安心運転支援装置へ設置費補助を、また令和4年度からは、特殊詐欺撃退電話機等購入補助を創設予定としております。

また、防犯パトロール隊等で見守りやパトロール時に活用できる資機材として、車両用マグネットの作成や、ジャンパー等の製作を行い、活動される方に活用いただくとともに、活動される方が防犯パトロール中であることの認識を深めていただくことと考えております。

それぞれの活動等につきましては、通学時間帯、下校時間帯には、交差点等におきまして、地域の皆さまのボランティアによる見守り活動や、防犯協会によるパトロールなどを行っていただいております。

防犯パトロールにつきましては、特に夜間の見回りも行っているところでありますが、夜間の防犯活動については、消防団の方々が中心となり、消防団の軽積載車を活用して行っており、その活動が、消防団の火災予防パトロールなのか、防犯パトロールなのか、わかりづらいところのご指摘もございます。

防犯につきましては、火災予防パトロール、交通安全街頭指導などとの区別が難しいところもあるところであります。

町といたしましては、その活動自体が防犯なのか、安全、交通安全なのか、さらには火災予防なのかということよりも、地域の安全のため、人の目があることが重要であると考えております。

現在、宮城県をはじめ全国的な動きとして、「ながら見守り活動」という動きが大きくなっております。

「ながら見守り活動」とは、子どもたちの登下校時間帯に合わせて、例えば外に出て花の水やりをする、家の前で掃き掃除をする、通勤時間をずらす、犬の散歩をするなど、時間と場所を工夫して何かをしながら、登下校中の子どもたちを見守る活動と言われております。

本町としても、今後「ながら見守り活動」を推進していくこととし、広報啓発に努めていきたいと考えております。

次に、それぞれの役割の自覚と協働に関する質問についてであります。町・町民・事業者・警察・関係団体などの連携と協働につきましては、町、警察が中心となり、関係団体等のご協力により、防犯活動が行われており、日頃のご協力に感謝いたしております。

その中で、関係団体として大きい役割を占めているのが防犯協会であり、今後も防犯協会の協力をいただきながら進めていく必要があると考えております。

防犯協会は、私が会長を務め、副会長として、消防団長がおり、消防団員が中心となりパトロール等を実施している現状であります。

先ほど申しあげました通り、どの立場で、パトロールを実施しているのかの観点と、ながら見守り活動の観点があり、一概には言えませんが、今後もこれまでの活動を維持しながら、さらなる防犯活動に繋がるような手法を検討したいと思っております。

次に、この「大和町安全・安心まちづくり基本計画」と「行動計画」の2つの計画の示し方と、どのような団体が実践しているかについてであります。

この計画を定め、周知の方法としては、広報たいわでの周知やホームページへの掲載、チラシの配布等も考えられますので、今後周知を図ってまいりたいと考えております。

また、実践している団体としましては、先ほどと重複いたしますが、防犯協会各支部、防犯パトロール隊などがあり、それぞれの地域性等により、組織の成り立ち、活動方法など違いがありますが、それぞれの地域の状況等を把握するとともに、それぞれの地区の状況等を共有し、今後の活動の在り方、組織の運営等について検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

それでは再質問させていただきます。

その前にですねちょっと確認取りたかったんですが、第1要旨の方でのお答えの中に高齢者の事故防止対策としてというふうなことがありまして、高齢者ドライバーによる事故防止の対策についての後付けの安全運転支援装置というようなことがあるんですけども、これ防犯じゃなくてなんというか、交通安全の方のものじゃないのかな

と思われるんですが、防犯ということについてお伺いしたいんですがこれはちょっと違うのかなと思いました。

それと、車両用のマグネットシートやジャンパー等、これは町の方で購入されて、各パトロール隊の方にお渡ししてるのか、それとも防犯協会からも何かいただくものがあったりなんかしたんですが、どちらの方から来てるのか、その2点まずお答えいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

最初の交通安全ではないかというご質問でございますが、大和町の安全安心まちづくり基本計画の中に、いろんな項目がございますが、女性、高齢者、障がい者等防犯被害から守るという基本方針の中に、例えばあの地域で見守る高齢者、障がい者の安全対策とかそういったことも入っておるといところでございまして、高齢者のドライバーによる事故も計上しているので、その防止策等を推進するというような計画の中にそういった項目が入っておりますので、そういった意味で申し上げました。あと、資材については町ですてということでございます。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

それでは再質問の方ということになりますけれども、防犯カメラの設置ということでそれにつきましては基本計画にある3つの基本方針の3つ目ですね、防犯が起きにくい生活環境の整備、その中の学校通学道路の安全対策の推進等、あと2番目の犯罪防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅等の普及に即したものでありますので大変これは合致しているものかなと思われま。

そしてまた、24時間で365日防犯というものを考えるにあたってはこれはもう効率的なものといいたいまいしょうか、大変重宝するものじゃないかなというふうに思われます。しかしですね、令和2年に安全安心まちづくり基本計画が策定されておりました、そこに基本方針の1つ目に、町民自らの防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成と

か、あと第4次総合計画の中でも大和町安心安全まちづくり条例に基づく防犯思想の普及啓発ということで、それを最初の方に持ってきて、心に訴えかけるような、そういうような意識の向上というものが必要じゃないのかってというようなことをおっしゃっている割には、無機質なカメラの設置ということで、何かそれを3年間も続けてらっしゃるといようなことは、姿勢的なものが、町の体制といいたいまいしょうか、そういうものが現れてないんじゃないのかなというふうに思われましたので、それが違和感を感じたので、そこの辺り、どのような思いで防犯カメラというようなことで、その意識の高揚というようなことをまずさて置いて、そちらの方になってるのか、そこら辺のところをご説明ください。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
意識の高揚をさて置いてということではなくて、防犯カメラというものは防犯カメラとして大事なと言いますか、効果的など、先ほど議員もお話あった通りですし、まだまだ設置の場所については、警察とか地元ですとか、いろんな形でご意見をいただきながら設置が必要と言いますか、大事なものになっていくと思っておりますので、継続的にやっていく、やってきているところでございますし、これからも必要だろうというふうに思っております。

決してカメラだけでということではなくてですね、その他に活動としまして、先ほど言いました交通安全の問題とかも含めて、取り組んでるところでございますので、それだけで他のものが薄いとかそういうこと考え方はございませんので、そこはしっかりやっていかなければいけない項目だというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)

やはりそういったような町の打ち出す方針というものに関して、同じことを3年間続けてらっしゃるといふようなことについても、他にないのかなというように思いますが、なきにしもあらず。

他にも今年度から始まりますけれども、特殊詐欺の撃退ですとか、防犯に関しましては新しいこともやろうとしてるわけですし、そういったようなものをとらえ方といひましようか、町ではこういういろいろなことを考えているというようにこと、アピールしてもいいじゃないのかなというふうに思われますけれども、そういったもう1回同じような質問になってしまいますけれども、防犯カメラに執着してらっしゃるようなところが見えちゃうんですけども、いかがなものでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

方針の中にとりう形で防犯カメラが3年続いたということで、大事な施策だといふふうに思っております。施政方針の中の表現といひますか、表し方の中で新しい施策についても表現すればよかったといふことだといふふうに思っておりますが、そういった表現の仕方については今後いろいろ注意していきたいと思っておりますけれども、大事な施策だといふふうに思っておりますけど、そればかりといふことは決してないので、そこはご理解いただきたい。

議 長 (高平聡雄君)

今野信一君。

5 番 (今野信一君)

はいわかりました。第2要旨の方に移りたいと思ひます。

違つた角度になるでありますが、協働、協力の協に働くと書いた協働といふものをどういふふうな認識をお持ちですか。協働のまちづくりといふものに関してどのようなお考えをお持ちでしょうか。もしよろしければお答えいただきたいと思ひます。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

協働というものにつきましては、いわゆる共同と協働といろいろあるわけがございますけれども、基本的には皆さん一緒に力を合わせて協力をし合ってやっていくということになるというふうに思っています。

それは行政とか、例えば組織だけではなくてですね、組織の横の連携とか、町民の人が一緒になって、そういった形の中で、共に力を合わせ、そういったものと同じ目的に向かって進んでいくという考え方というふうに考えております。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

防犯に関しましても、防犯協会さんですとか、各地区にあります行政区を主とした防犯パトロール隊の皆さんですとか、あとPTAの皆さんも防犯関係につきましては、大変いろいろ働いてらっしゃると思うんです。

基本計画の中にも連携とか協働というような言葉を使い、間を取り持って、そういうような活動に結びつけていき、というような、そういうような方向性というものを書いてらっしゃいます。

それを結びつけてらっしゃるというようなこと、そういうことを聞きたくて質問したんですけども、また違ったような形になってるんですけども、この基本計画を作るにあたりまして、大和町安全安心まちづくり推進協議会というものが作られております。その構成メンバーといいたいまいしょうか、先ほど申しましたように各パトロール隊ですとか、防犯協会ですとか、PTAですとか、そういったような人たちが入ってらっしゃるのか、そしてまたその構成メンバーに加えて、年間どのぐらいの頻度でお集まりいただいて、どういう内容の会議が持たれてるのかちょっとご紹介いただきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この推進協議会委員の構成ということでございますけれども、学校の校長先生、あとPTAのこれは会長さんとか、PTA関係者と言えればいいですかね。それから黒川保護司会の方々、民生児童委員の方々、老人クラブの代表の方々、消防団の代表の方々、防犯協会の方、商工会の方々、企業連絡懇話会の方々、それから警察の生活安全課の方、区長会さん、あと保育園の保護者の方々、婦人会、婦人連絡会の方々、あとは健やかな子どもを育む大和町民会議の方々、あと役場の課長というメンバーで組織されております。

この役割につきましては、この計画の推進にあたっての計画の策定についてのアドバイス等々があることと、あと本来毎年必要に応じて、実施計画の状況などを確認して、効果等を検証する組織ということになっておりますが、実際この個々の組織についての活動は、現在のところあまり活動されていないところでございまして、こういったことについては、大いに反省しなければいけないとかというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）  
確認ですけれども、策定のときはこのメンバーで集まって策定して、その後の会議というものは開かれてなかったということですか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
はい、おっしゃる通り策定のときに一緒にこの規約にある通り、この推進協議会の方々に関わっていただいて、その後、この方々については、会議については集まっていただいてございません。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)

そういたしますと、こちらの計画の最後の方に計画の進行と管理ということで、大和町安全安心まちづくり基本計画があって、その意図した効果が発揮されてるかどうかも検証的なことをやったりとかっていうふうな実施状況とかっていうのを確認されるのはどこでそれをやってらっしゃるのかってということになりますけども、どうでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在この計画自体についての検証というものについては今お話した通り、そこが抜けておりました。大変申し訳ございません。

進め方等につきましては、防犯協会の総会、あるいはそういったときに、1年間の事業等検証といたしますか、当然ですが、お話をして次年度に繋げるわけでございますので、そういった中での検証といたしますか、確認はしてるところでございます。

議 長 (高平聡雄君)

今野信一君。

5 番 (今野信一君)

ということであれば、防犯協会としての活動だけであれば、それで結構だとは思いますが、先ほど申されましたように協働というような考え方に立ち返りますと、やはり皆で共有するというような気持ちが必要なのかなと。

そしてまた、一番最初に言った意識の高揚ですとか、町民自らが自らの町を守るといような、そういうような意識が必要だといようなことをおっしゃっている中で、防犯協会の皆さん方の検証だけによってその後の計画が動いているといようなことについて、問題があるような気もするんですが、そういったようなみんなへ知らしめんとしたときに、一つの団体だけの判断っていうのは一体どういうふうになるんでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

安心安全のまちづくりという中での活動でありまして、その組織の中での活動につきましては、推進協議とか、そのことはちょっと抜けておったということでございますけれども、例えば安全の確認とかですね、そういったものの活動をするにあたって、PTAと学校と警察署等、そういったところで、町も入った中でですね、確認をし、検証して、危険度の確認とかそういったものを各それぞれの活動があるところでございまして、それをまとめて、検証してるところっていうのは、申し訳ない、抜けてるところでございますが、それぞれの様々な団体と共同でいろんな活動の中での事業の検証と申しますか、あり方というのはそれぞれされているというふうには思いません。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

ということは、各団体で、各団体の事業というものを検証して、それでやってるということで連携というようなものは取られていないということで、その計画にのっとったようなことはなされてないということですね。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

各団体ということですが、団体といいますといろんな団体が混ざってるところがございます。パトロール隊でもそうだと思いますけれども、いろんな例えばPTAの方が入ったり、消防団の方が入ったりということがあるといふふうに思いますので、そういった中での横の連携、連携と申しますか、情報の共有ができてると思っています。

他の組織からのですね、他の組織でそういった検証がされ、そういった関係の方々がいっぱいいろいろな組織でやっておられますので、バラバラなのかもしれませんが、そ

のバラバラのメンバーが重複してる組織もあると思いますので、そういった中での検証といたしますか、確認はなされているというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)  
それでは、各団体で行われている町としてのそれを受け、検証しているというようなことはないわけですね。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
この事例につきましては、町の総合計画とも連携しているところがありまして、それで町の事業としても、当然町の事業として検証、総合事業の検討の中で検証しております。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)  
わかりました。次の方で聞きたいと思うんですけども、大和町安全安心まちづくり基本計画、この計画自体の期間が示されておりまして、令和2年度から令和5年度まで行うというような記載になっております。

そしてその下に大和町総合計画との整合を図るために活動期間は同一とするというふうな、だいぶ総合計画が前倒しになりました。この計画の期間というものはどのようになるのでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話の通り、計画期間につきましては令和2年から5年度で、現在の計画でございますが、総合計画との整合性を図るために期間を同一にしておるところでございます。

従って今回総合計画の見直しがございますので、それと連動した形で計画に合わせた形での見直しが必要になってくるというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

そうなりますと、今年度で終了でまた新しく策定をし直すというようなことで、この2、3年にちょっと短い形になってしまいますけれども、その期間としてここで言うところの2年度から5年度ということで、この期間内でのその後というか、それが4年度はまた新しくなるんでしょうけれども、これ策定し直すってというような形になるのか。やることです、その目標といいましょうか、それに近づいていくために、期間が書いてある2年度から5年度までの間、2年度は何をする、3年度は何をする、そういったような記載がなくて5年度まででこれ、この期間が終了するような形になってるような、そういうような書き方になっておりますけれども、今後はどのような形になっていくのかというものをお知らせください。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業につきましては継続的というか、当然そういったものも出てくるというふうに思いますけれども、全てを改定するというのではなく、今やってる状況がございますので、この次の時代に合わせた形のものに見直しをするということになりますし、また行動計画等につきましても先ほど申しました総合計画と連動してるところがございます。それと合わせた形での見直しは当然必要になってくるというふうに思います。あとは時代に合わせた形の見直しが必要になると思います。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)

第五次総合計画の方だったんですけども、第4次では、協働ということが、言葉が一つの章となって大切に捉えられているような形でした。

第五次総合計画の方ではちょっとそれが薄まったような感じがして、協働というようなまちづくりの中での協働という言葉がなんとなく少なくなっているような気がして、取り上げ方がちょっと低くなったのかな、低いという言い方は良くないかもしれませんが、そういったようなニュアンスがあるんですが、協働という形での安全防犯についての取り組み方というような形、そういったものはどういふふうにお考えになりますか。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

計画の中の文言として見えなくなってきたということ、同じだというふうに思っておりますが、協働ということにつきましては、非常に大事なことでございますので当然その精神というものはしっかりやっていくものだというふうに思っております。協働につきましては、この大和町安全安心まちづくりの方、行動計画につきましても、そういった協働の精神、これは大事なことでございますので、そういったものを継続しての見直しになると考えます。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)

そんな中ではやっぱり最初に申しあげましたけれども、そういう相互扶助精神ですか、そういう防犯意識の向上ですか、そういったものの啓蒙というものも必要かと思ってくるんですけども、そういったようなものについて、どのような形で皆さんにそういった感情を持っていただくような形の施策を考えてらっしゃるのでしょうか。



結局この計画がないと、その政策というものがはっきり出されてないような形に見えるんですが、公表の仕方というものがまだされていないということで、令和2年からもう始まって、出るはずのものがまだ公表されていない。

そしてまたその行動計画というものも、ちょっとどこにあるのか見えなかった。これはもちろん作られておるんでしょうね。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
基本計画、行動計画は作ってございます。  
申し訳ございません。この公表という部分については先ほど申し上げました、回答にもあります。該当しておりますが、今公表がなされておりませんでしたので、公表してまいりたいというふうに思っております。大変申し訳ございません。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)  
大和町安全安心まちづくり行動計画も作られているんですね。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
行動計画も作ってございます。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)

それはまだ皆さんに知らされていないということで、関係団体の方には回ってるんでしょうか。そして、それに基づいて動かれてるのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
これにつきましては公表はさっき申しました、されていなかったところでございます。事業につきましては、町の総合計画の事業と連動になってるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）  
基本計画の方に最後のページに体系が書かれておりまして、基本方針が3つあり、その隣に方向性が示され、そして11の推進項目というものが、並んでるんですね。  
そしてそれが施策ということでもっと広がるのかなと思ったら一つに集約されまして、大和町安全安心まちづくり行動計画というものになり、そして大きな矢印が書いてあって町民が安全である安心して暮らせるまちの実現というようなことになり、これ施策というものが書いてあり、その役割分担的な事業者が何をやる、町民が何をやるのか町はどういう役割になっているのか、そういうようなのが示されるのかなと思ったんですが、一つの行動計画というようなことになり、そしてそれがなされてある。

そうなりますと、行動の施策というものが明確にならないと、パトロール隊は何をしていいのかな。もちろん今までやっていたことを繋げる筈なんだけどもそれすらもどうのような立ち回り、どういったようなところにいるべきなのかといったところも、わかりづらいのかなと思ひまして、総合計画の方に含まれておるというんですけども、別綴りにはなっていないわけなんですよね。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

あの行動計画という形で作っておるところでございます、行動計画概要第一章に、町民自ら防犯意識の高揚と相互扶助の精神の醸成、第2章に防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等を犯罪から守る等々で章立てになっておりまして、それぞれに作っておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

では、なんでそれを公表しないというか、各団体の方に、その推進協議会ですか、そういったようなものとかを集めて、もしくはそういう行動をなさるところの代表者を集めて、基本計画の方にも連携とか共同とかというような言葉が使われておりますけれども、なぜそれをなされなかったのか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その経緯については、担当の方からご説明申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

ただいまの今野議員の質問にお答えをいたします。

行動計画に示しておる内容が、町の総合計画とリンクした事業となっておりますので、町の方で独自に事業を進めていたということになって、一般住民へ特に大きく公表したということはないということでございます。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 (今野信一君)

町の方でやっていたので、別に町民の方にはというようなお話ですけれども、基本条例の理念としましては、やはり町民一人ひとりが自らの安全を自らが守るとか、そういったような行動を書かれてらっしゃるんですけども、そのようなやり方ですというのは理念に基づいてないんじゃないでしょうか。それで構わないんでしょうか、お尋ねします。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この公表等の手続きと申しますか、やり方につきましては、議員おっしゃる通り、町の方の手続きのやり方に問題があったというふうに思います。大変申し訳なかったというふうに思います。

今回も見直しもあるところでございますが、そういった中では、きちっと共有できるような、協働できるような対応をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

今野信一君。

5 番 (今野信一君)

この安全安心まちづくり条例、そしてまた基本計画につきましては、私も3回目ですかね、これでこの件に触れますのは、整理しましたらば、平成17年の6月に犯罪対策閣僚会議と都市再生会議の合同会議がありまして、そこで安全安心全国展開プランというものが策定されているようです。翌年18年に宮城県での安全安心活性プランというものが制定され、そして同じ年ですね、8月に大和警察署からプラン実現の協力要請というものが町に出された。そして19年の12月に条例というものができた。

しかし、そこには基本計画というものがなされてなかったもので、平成29年の9月に一般質問させていただき、そこで町長は早速、策定にかかりますというようなお話

をした。しかし、それも2年たってもできなかったのも、また一般質問させていただきまして、作られるべきではないでしょうかというようなことで、早速ということで、やっと翌年、令和元年の12月3日に基本計画の素案が全協で示されました。

そして翌年の令和2年2月ですね。基本計画が出たんですけれども、それが公表されずに、まだ、防犯というものに関してのまちの基本計画というものがまだなされていなくて、そしてそういうような人たちが集まってそういう協議もなされずに役割分担もできず協働という言葉はあるんですけども、なされないというような状況になっている。

そして、施政方針では防犯カメラを設置しますよというようなことで大変残念な思いが私にはするんですが、だいぶ15年ぐらい経ってるんですか、そのぐらいの時間を要しておるんですが、町長どう思いますか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今野議員からご指摘の通り、この計画等につきましては、いろいろご指摘をいただきながら、なかなかできなかったという経緯を大変申し訳なかったというふうに思っております。

そしてこういった計画について公表されていなかったということで、非常に申し訳なく思っておりますし、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

ただ、安全安心に対しまして、行動計画、こういった形のものについてのやり方この計画にのっとった形ではないかもしれませんが、町としての安全安心に対する取り組みということにつきましては、関係者の方々の大変なご協力をいただいて、進めせてもらっているところでございます。

今回のこの不備につきましては、あくまで町の方の勝手でございますので、このことについては重ねてお詫び申し上げますけれども、関係者の方々にはですね、これまでもご協力いただいておりますし、今後ともお願いをして、一緒にそれぞれ協働の形で進めていかなければいけないと思っておりますので、これからもご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（高平聡雄君）

今野信一君。

5 番（今野信一君）

15年という歳月ですと、たればの話になってしまうと大変申し訳ないんですけども、昨日同僚議員も、岡山の悲惨な事件があったというようなことを題材に、一般質問しております。

私も前回に高齢者の消費者被害ですとか、セルフネグレクト、これは自分で引きこもって、そして何もしないで弱ってしまうと、もうこれは考えようによっては犯罪というような取り扱いができるというような話も聞いたことがあります。加害者と被害者が同一人物であるということで、そういったようなこともある。言うならば犯罪ですよ。

その他にも通学下校時の子どもに声掛け事件もある。世の中広いところを見れば先ほど言ったような死に至るようなこともあったりとか、そういうような話というのは本町で起きてないからいいんじゃないのかと言うけども、軽いような、そういうような事件というのは頻発してるところではないのかなというふうに思います。

もし15年前にそういうような協働の見守り活動であるなり、そういうコミュニケーションをとれるようなまちづくりというものがなされておるならば、もし15年の間に100件そういう被害があったとすれば幾分でも減らせたんじゃないのかなと思って悔しい思いをしております。

やはり我々としては、昨日の話ですと、岡山の起きた児童の虐待ですとか、河北新報の方には男児が床下に埋められたとか、そういうような話もありました。

そういったようなことがないから良いわけではなくて、そういうような下地といいましょうか、コミュニケーションがとられておるならば、そういったところまでいかなかったんじゃないのかなというふうな思いもあります。

それをできるのはこのメンバーで、我が町ではそういうことはさせないぞというような機運ではないでしょうか、防犯につきましては、やはりこういったようなものを机上で条例作るのはいいい、しかし、それが動き出さないことには、言葉ではそういうような機運の醸成ですとか、そういうような相互扶助というようなものが大切だというようなことを言うのは簡単ですが、そういったものを高めていかないことには、またどんどんそういうような事件が起きるし、我が町でも下手したら起きてしまうというような、そういう思いもあります。

そういった中でやはり我々としては、そういったことには手を抜かず正面きってやっつけていかなければならないんじゃないのかなというふうに思いました。

安全安心まちづくりの最初の方で冒頭に、計画策定の趣旨ということで、安全は社会における最も基本的な価値であり、安心は豊かで潤いのある生活を営む上での基盤というふうなことまで書かれております。

そういったものを、やはり我々はしかと受け止めてですね、やっつけていかなければならないと思います。町長いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

安全安心につきましては我々といいますか、人としてももちろんですが、町としても一番大事なポイントだというふうに思っております。

そのことにつきましては、町で進めていくということだけではなくてですね、多くの方々のご協力があって、進められているというふうに思っていて、これまで先ほど申しましたけれども、多くの方々のそういったものに対する協働といいますか、説明そういったことについて、改めて感謝申し上げたいというふうに思って、今回の進め方につきまして、町の大変な過ちといいますか、手落ちがあったところでございます。このことにつきましては、重ねてお詫びを申し上げたいというふうに思います。

今後という言い方ではなくてですね、これまでもやってきているところでございますが、これからもそういったことに対応しながらですね、安全安心のまちづくり、みんなが協働で作上げる、そういった安全のリーダーとして町としても、しっかり努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

第五次総合計画といったものも始まりますし、仕切り直しというわけじゃないですけども、新たな安全安心まちづくり基本計画、そういったものが出てくるというふうに思われますので、今度はPDCA サイクルを、残念ながら今回はPの字もないところ

で終わっているように思われますので、都度サイクルを回されまして、より良いものにどんどんとしていただければなというふうに思い、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（高平聡雄君）

以上で今野信一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合及び予算特別委員会の審査のため、3月9日から3月15日までの7日間は、定例会議を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、3月9日から3月15日までの7日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会し、休会とします。

再開は、3月16日の予算特別委員会終了後とします。

お疲れ様でした。

午後2時18分 延 会